

身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定等に関する要領

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条に基づく医師（以下「指定医師」という。）の指定については、法、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 指定医師の役割

指定医師は、指定を受けた障害種別について、身体に障害がある者が身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成するとともに、その者の障害が法別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見を付さなければならない。

2 指定の申請

法第15条第1項の規定による医師として指定を受けようとする医師は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- ア 指定申請書（様式1）
- イ 同意書（様式2）
- ウ 経歴書（様式3）
- エ 医師免許証の写し
- オ その他市長が必要と認めるもの

3 指定医師の指定

- (1) 市長は、法15条に基づいて指定を受けようとする医師から申請があったときは、その指定に当たって、岡山市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会（以下「分科会」という。）に諮問し、意見を聴かななければならない。
- (2) 市長は、分科会の意見を聴く際には、以下の事項について十分に審査を行い、指定医師の専門性の確保に努めるものとする。
 - ア 医籍登録日
 - イ 診断しようとする障害種別
 - ウ 当該医師の職歴
 - エ 当該医師の主たる研究歴と業績
 - オ その他必要と認める事項
- (3) 市長は、(1)及び(2)による審査の結果、医師を指定するときは、分科会が開催された日をもって指定するものとする。
- (4) 市長は、審査結果を申請した医師等に通知するものとする。

4 指定医師の公表

市長は、指定医師として指定した医師について、公表するものとする。

5 指定基準

医師の指定に係る審査は、別紙「指定基準」に基づき行うものとする。

6 指定医師の届出事項

(1) 指定医師は、次に掲げるいずれかに該当するときは、辞退届（様式4）を市長に提出しなければならない。ただし、指定医師が死亡した場合にあっては、親族又はその者が診療に従事していた医療機関の管理者等が行うものとする。

ア 指定医師が死亡したとき

イ 指定医師を辞退するとき

ウ 岡山市外の医療機関等へ異動したとき

エ その他

(2) 指定医師は、次に掲げるいずれかに該当するときは、変更届（様式5）を市長に提出しなければならない。ただし、所属する医療機関の名称や所在地の変更において所属する指定医師が複数の場合は、当該医療機関の管理者等が行うことができるものとする

ア 岡山市内の別の医療機関へ異動したとき

イ 氏名を変更したとき

ウ 所属する医療機関の名称や所在地を変更したとき

エ その他

7 指定の取り消し

市長は、指定医師が令第3条第3項の規定に該当すると認められたときは、分科会の意見を聴いて、その指定を取り消すことができる。

8 その他

この要領に定めるもののほか医師の指定に係る審議に関して必要な事項は、分科会の意見を聴いて定める。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙 指定基準

1 医師の指定及び担当する障害種別

医師の指定は、2の表に掲げる障害種別ごとに行うものとし、各障害種別の診断を担当する医師は、岡山市内の病院又は診療所において診療に従事し、かつ、その診断に関する相当の学識経験を有する医師について行うものとする。

2 各障害の医療に関係のある診療科名

各障害の医療に関係のある診療科名は、原則として次のとおりとする。

障害種別	診療科名
視覚障害	眼科
聴覚障害	耳鼻いんこう科
平衡機能障害	耳鼻いんこう科、神経内科
音声・言語機能障害	耳鼻いんこう科、気管食道科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科、気管食道科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
肢体不自由	整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科
心臓機能障害	内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
じん臓機能障害	内科、循環器内科、腎臓内科、血液透析科、外科、腎移植科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科
呼吸器機能障害	内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科）
小腸機能障害	内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科
肝臓機能障害	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

3 経験年数等

- (1) 医師免許取得後、診断しようとする障害の医療に関係のある診療科について、5年以上の研究、診療従事年数があること。
- (2) 診断しようとする障害の医療について、十分な診療実績があること。
- (3) 診断しようとする障害の医療に関係のある学会又は関連学会に加入していることが望ましい。
- (4) 診療科が2の表に掲げる診療科以外の場合は、関連が認められる診療科であって、かつ、経歴等から診断しようとする障害の医療についての十分な診療実績等が認められる場合は指定することができるものとする。
- (5) 聴覚障害の診断をしようとする医師については、日本耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医の資格を有する者、又は、聴力測定技術等に関する講習会を受講した者とする。
- (6) 音声・言語機能障害又はそしゃく機能障害の診断をしようとする医師で、耳鼻いんこう科、気管食道科以外の医師については、次のいずれかに該当する場合、中枢神経障害に由来する音声・言語機能障害又はそしゃく機能障害に限り診断することができる医師として指定することができるものとする。
 - ア 日本リハビリテーション医学会認定の専門医の資格を有する者
 - イ 日本神経学会認定の専門医の資格を有する者
 - ウ 日本脳神経外科学会認定の専門医の資格を有する者
- (7) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の診断をしようとする医師については、エイズ治療拠点病院等の内科等でヒト免疫不全ウイルス感染患者の診療に従事していた経験を有する者とする。